

## 「かごしまデザインアワード2017」企業課題募集要項

### 1. 趣旨

鹿児島市では、市内事業者のデザイン面での事業革新を促進するとともに、デザインの重要性の啓蒙や優秀なデザイナーの育成を図ることを目的に「かごしまデザインアワード2017」（以下「アワード」という。）を開催いたします。

アワードでは既存商品のデザインリニューアルや新商品のデザイン等について事業者より課題を提供していただき、課題に対する作品を全国のデザイナーから募集し、優秀な作品に褒賞を授与いたします。今回、アワードの趣旨にご賛同いただき、課題を提供していただく事業者を募集いたします。

### 2. かごしまデザインアワード2017テーマ：「鹿児島をリデザインする」

### 3. 企業課題の対象となるデザイン

鹿児島の商品・サービスで以下に掲げるもの

- (1) 既存商品、新商品のパッケージデザイン
- (2) 既存商品、新商品のプロダクトデザイン
- (3) 商品等に使用するキャラクターデザイン
- (4) 販売促進につながるグラフィックデザイン

### 4. 応募資格

次の要件を全て満たすこととします。

- (1) 鹿児島市内に本社又は主たる事業所を有する法人又は個人事業主であること。
  - (2) 自社商品のリデザイン等に関心があり、受賞後、原則として受賞デザイナーと共同開発に取り組む意欲を有すること。
  - (3) 課題内容の公開が可能なこと。
  - (4) 審査への参加が可能であること。
  - (5) 次に掲げる除外事由に該当しないこと。
    - ① 過去5年の間に公害事犯等法令に違反した事実のある企業等。
    - ② 暴力団及び暴力団員
    - ③ 役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人等
    - ④ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
    - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している法人等
    - ⑥ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
    - ⑦ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
    - ⑧ 上記のいずれかに該当する法人等であることを知りながら当該法人等と取引をしている法人等
    - ⑨ 当該事業の実施により生活環境の保全及び公衆衛生の向上に支障をきたすおそれのあるもの。
- ※「主たる事業所」とは、具体的には次のいずれかの場合です。

- 本店所在地が鹿児島市内に登録されていて、事業活動を行っていること。
- 上記以外の場合、法人事業税において、鹿児島市内の事業所等における分割基準の割合が最も高いこと。
- 個人事業主の場合は、確定申告書や住民票記載事項証明書により鹿児島市内に主たる事業所を有すると認められるもの。

## 5. 募集

### (1) 募集期間

2017年4月17日（月）～ 5月17日（水）【締切日までに必着】

### (2) 応募方法

募集要項を確認の上、応募用紙を「かごしまデザインアワード 2017」ウェブサイト又は鹿児島市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、暴力団排除に係る誓約書・同意書及び直近の決算書の写しを添付し、メール、郵送、宅配便等により下記事務局まで応募してください。（※応募用紙等は（4）の説明会時にも配布いたします。）

### (3) 参加費用

無料

### (4) 応募説明会（参加を必須としますが、参加できない場合は、事前にご連絡ください。）

日時：2017年4月24日（月）15:00～16:00

場所：鹿児島市役所みなと大通り別館 6階ソーホーかごしま会議室

## 6. 選定

### (1) 選定件数

4件程度

### (2) 審査方法

提出書類に基づき、主催者及び事務局にて、書類審査を行います。

### (3) 審査基準

審査のポイントは以下のとおりです。

- ①明確性：商品のコンセプト、ターゲットなどが明確になっているか。
- ②実現性：提案されたデザインについて入賞後、商品化へ取り組む意欲・能力はあるか。
- ③成長性：デザインの活用により商品の売り上げ向上など成長が期待できるか。
- ④財務状況：商品化に際して、財務面における実現可能性はあるか。

### (4) 課題テーマのブラッシュアップ

デザイナーが深く理解し適切な提案を行えるよう、選定した課題テーマは分かりやすい表現に修正する等、必要に応じて応募事業者へアドバイスをを行い、内容をブラッシュアップした上で発表します。

### (5) 課題の発表

発表内容は、企業名、商品名、課題の概要、商品コンセプト（求めるデザインの種類、方向性等）主な販売ターゲットを予定しています。

## 7. スケジュール

日 程	内 容
4/24（月）	企業向け課題応募説明会

5/17(水)	企業課題募集締切(※締切日必着)
5/18-5/25	審査
5/26(金)	課題企業決定(個別にご案内いたします。)
6/28(水)	企業課題発表・作品募集開始 「かごしまデザインアワード2017」ウェブサイトおよび鹿児島市ホームページにて発表
9/30(土)	作品募集締切
10月上旬	1次審査
11月中旬	審査通過作品展開催
11月中旬	2次審査
12月下旬	企業賞受賞者による公開プレゼンテーション審査・表彰式・レセプション
1月中旬	受賞作品展示会開催

## 8. 応募に当たっての注意事項

- (1) 応募された課題に関する知的財産権について、必要がある場合は課題応募事業者において権利保護等の手続きをしてください。知的財産権に関して生じた問題の責任については、課題応募事業者が負うものとし、鹿児島市と事務局は一切の責任を負いません。
- (2) 他者の知的財産権を侵害する疑いがある場合は、課題テーマの選定、提案されたデザインの受賞を取り消すことがあります。
- (3) 受賞提案等の実現化・商品化を検討する権利は、課題提供企業が2019年3月末日まで優先保持します。ただし、課題提供企業の経営上の理由等により、受賞提案等の実現化・商品化が困難である場合は、優先保持期限前に当該権利を受賞デザイナーに返還することができます。
- (4) 受賞提案等の展示、公表等に関する権利は鹿児島市が優先保持します。展示会、ウェブサイト、鹿児島市にて発行する各種媒体において広報目的で発表する場合があります。
- (5) 事務局は応募書類受理後、応募情報の管理について万全の注意を払いますが、天災その他不慮の事故による破損、紛失については一切の責任を負いません。
- (6) 企業課題応募者の個人情報については、鹿児島市と事務局との間で共有しますが、これをアワードの開催とその広報の範囲内で利用するものとし、目的以外での利用は行いません。

## 9. アワード開催概要

(1) 主催：鹿児島市

(2) 後援（予定）

特定非営利活動法人鹿児島デザイン協会、公益社団法人鹿児島県特産品協会、公益財団法人かごしま産業支援センター、公益社団法人鹿児島県工業倶楽部、鹿児島県中小企業団体中央会、一般社団法人鹿児島県発明協会、NHK 鹿児島放送局、KTS 鹿児島テレビ、MBC 南日本放送、KYT 鹿児島読売テレビ、KKB 鹿児島放送、南日本新聞社、エフエム鹿児島、鹿児島シティエフエム

(3) 協賛（予定）

課題提供企業各社（受賞者に自社商品を副賞としてご提供いただきます）

(4) 協力（予定）

デジタルハリウッド、KCS 鹿児島情報専門学校、タラデザイン専門学校、鹿児島キャリアデザイン専門学校、KBCC 鹿児島情報ビジネス専門学校、鹿児島県立短期大学、鹿児島純心女子短期大

学、鹿児島大学、鹿児島国際大学

(5) 「かごしまデザインアワード審査会」 審査員（予定）

- ・赤瀬浩成氏（メイド・イン・ジャパンプロジェクト株式会社 代表取締役）
- ・ウジトモコ氏（ウジパブリシティ 代表取締役）
- ・杉山知之氏（デジタルハリウッド大学学長）

【問い合わせ・応募先】

かごしまデザインアワード2017事務局（株式会社創企堂内）

電話：099-239-0253 FAX：099-239-0254

メール：[info@kagoshima-design.jp](mailto:info@kagoshima-design.jp)

所在地：鹿児島市船津町 1-11 株式会社創企堂内「かごしまデザインアワード 2017」事務局

【アワードに参加すると、このようなメリットがあります】

- ・自社の商品に対してデザイナー目線での優良な提案に数多く出会うことができます。
- ・課題提供企業として告知されることで、自社商品を鹿児島市内外にアピールできます。
- ・アワードのホームページ内にて商品概要を掲載することで、商品の周知が図られます。
- ・募集説明会や展示会で商品概要の告知ができます。
- ・審査員から商品に対する感想、アドバイスが受けられます。
- ・受賞作品が商品化された場合、展示会出展や販売機会の提供を支援します。
- ・新製品等開発に関する補助制度が利用できます。（別途審査有り、詳細は下記参照）

【新製品等支援補助金】（メイドインかごしま支援事業）

○新製品等開発支援事業

1. 補助対象事業

新製品、新技術の開発及び既存製品、技術の改良等。

2. 補助対象経費

- ・デザイナーに対する委託料、謝金等の経費
- ・試作品等の製作に要する経費
- ・試験及び検査等に要する経費
- ・専門家に対する謝金
- ・その他新製品等開発に必要な経費

3. 支援内容と選定件数

- ・1件当たり20万円を限度に、補助対象経費の金額の2分の1以内に相当する額の補助金を交付します。（補助金等交付決定日以降の経費が対象となります。）
- ・6件程度選定します。

4. 応募資格等

鹿児島市税を滞納していない中小企業者（製造業者）で、次のいずれにも該当する方。

- (1)鹿児島市内に主たる事業所を有する中小企業者又は中小企業者のグループ等（グループ等の場合、グループ等を構成する中小企業者の3分の2以上が市内に主たる事業所を有すること。）、
- (2)支援決定日以降に応募する計画に着手し、平成30年3月31日までにその事業が完了できる者。
- (3)年度内に同事業の支援を受けていない取組みであること。
- (4)本事業の補助金を3か年度を越えて受けていないこと。

※詳細は以下ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/san-shien/sangyo/shokogyo/sezogyonado/documents/sinseihinbosuyoukou.pdf>